

2026年度（令和8年度）総会

議 案 書

2026年6月13日

（会場；菜香新館）

横浜上海友好委員会

目 次

第1号議案	2025年度（令和7年度）活動報告	1
第2号議案	2025年度（令和7年度）決算報告及び監査報告 （参考） 2025/11/3 上海横浜友好園イベント収支決算書	2～4
第3号議案	2026年度（令和8年度）活動計画（案）	5
第4号議案	2026年度（令和8年度）予算（案）	6
（参考）	2025年度（令和7年度） ～2026年度（令和8年度）役員	7
（参考）	横浜上海友好委員会組織図	8
（参考）	横浜上海友好委員会規約	9～10

第1号議案 2025年度（令和7年度）活動報告

1 友好交流事業

事業名	日時	会場	概要
留学生交流会			再開検討中
国際仮装パレード	2025/5/3	山下公園前から伊勢佐木町5・6丁目商店街まで	
中国国慶節祝賀会	2025/9/30	中華街（中区）	祝賀会に会長出席
友好交流事業	2025/11/3	上海横浜友好園	
中華街探訪	2026/3/14	関帝廟見学・馬さんの店での懇親会	

2 ワーキンググループ(理事会)活動報告

月日	会場	概要
4/3	うず潮	5月国際行列準備
5/8	うず潮	6月総会案内発送
7/3	うず潮	6月総会報告（欠席会員へ資料送付）
9/4	うず潮	11月交流事業準備
10/2	うず潮	11月交流事業案内発送
11/6	うず潮	中華街探訪事業打ち合わせ
12/4	うず潮	委員会忘年会
1/8	萩	R8年度事業検討
2/10	移転したうず潮	中華街探訪案内発送
3/14	馬さんの店	関帝廟見学 懇親会を実施した後、開催

3 広報活動 友好委員会たより第22号発行（2025年9月）

第2号議案 2025年度（令和7年度）決算報告

収入総額 ￥516,910.-

支出総額 ￥427,575.-

差引残高 ￥89,335.-

（収入内訳）

（単位：円）

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差引②-①	説 明
1 会費収入	306,000	206,000	△100,000	・個人会費@2,000×48人=96,000.- ・法人会費 @10,000×11団体 =110,000.-
2 事業収入	450,000	121,500	△328,500	3月14日 中華街探訪 @4,500×27人=121,500.-
3 市補助金	200,000	65,375	△134,625	
4 雑収入	0	220	220	銀行利息
5 繰越金	117,315	117,315	0	前年度繰越金
合 計	1,073,315	516,910	△556,405	

（支出内訳）

（単位：円）

科 目	予算額 ①	決算額 ②	差引①-②	説 明
1 事業費	950,000	330,510	619,490	
(1) 交流活動費	780,000	269,290	510,710	横浜パレード、国慶節祝賀会 中華街探訪 友好園イベントなど
(2) 広報活動費	70,000	29,700	40,300	機関紙発行他
(3) 会議費	100,000	31,520	68,480	総会開催費他
2 事務費	115,000	97,065	17,935	
(1) 消耗品費	30,000	25,990	4,010	事務用品
(2) 通信費	40,000	30,910	9,090	総会等事業案内送付代
(3) 印刷物費	40,000	36,755	3,245	総会議案書等印刷代
(4) 諸費	5,000	3,410	1,590	監査関係費
3 予備費	8,315	0	8,315	
合 計	1,073,315	427,575	645,740	

(参考) 2025/11/3 上海横浜友好園イベント収支決算書(決算報告書含)

(単位:円)

収 入	項 目	金 額	積算の内訳
	会費充当	23,375	
	出店料・協賛金	42,000	ステージ協力金 @ 4,000 × 3=12,000 出店協力金 @3,000 × 10=30,000
	市補助金	65,375	
	合 計	130,750	

支 出	項 目	金 額	積算の内訳
	ステージ音響・進行・MC	50,000	ステージ・音響機器設置・運営・進行(MC) ①
	ステージ出演料・出店協力費	76,000	中華音楽等ステージ(横浜中華芸術学校) 70,000 ② 中華獅子舞 6000 ③
	設営費・事務費	4,750	(チラシ印刷代等) 4,180 ④⑤ (郵送料等) 570 ⑥
	合 計	130,750	

第2号議案

監 査 報 告

令和7年度横浜上海友好委員会の金銭出納簿、預金通帳、領収書等
決算関係書類を監査した結果、本委員会の収支が適正であると認めたので
報告します。

令和8年4月11日

横浜上海友好委員会

監事

洪 棟



監事



第 3 号議案 2 0 2 6 年度（令和 8 年度）活動計画（案）

1 友好交流事業

事業名	開催時期	会場
① 上海市老朋友歓迎会	随時	
② 国際仮装パレード	5 月 3 日	山下公園～伊勢佐木町
③ 中国等留学生交流会	再開検討中	検討中
④ 中国国慶節祝賀会	10 月 1 日	横浜中華街
⑤ 友好都市交流事業	11 月 3 日	上海横浜友好園周辺
⑥ 中華街探訪	令和 9 年 3 月	横浜中華街

2 友好委員会活動

項目	開催日	会場
① 総会	6 月 1 3 日	菜香新館
② 理事会	随時	
③ ワーキング	毎月第 1 木曜（8 月休）	うず潮

3 広報活動

横浜上海友好委員会たよりの発行	年 1 回～ 2 回（予定）
-----------------	----------------

第4号議案 2026年度（令和8年度）予算（案）

収入総額 ￥1043,335.-

支出総額 ￥1043,335.-

差引算額 ￥0.-

（収入内訳）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増△減	説 明
1 会費収入	304,000	306,000	△2,000	・個人会費 @2,000×92 人 =184,000.- ・法人会費 @10,000×12 団体=120,000.-
2 事業収入	450,000	450,000	0	・5月：国際仮装行列パレードへの参加 ・老朋友歓迎会、会員 親睦事業、中華街探訪等
3 市補助金	200,000	200,000	0	
4 雑収入	0	0	0	
5 繰越金	89,335	117,315	△27,980	前年度繰越金
合 計	1,043,335	1,073,315	△29,980	

（支出内訳）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引 増△減	説 明
1 事業費	850,000	950,000	△100,000	
(1) 交流活動費	680,000	780,000	△100,000	老朋友歓迎会他
(2) 広報活動費	70,000	70,000	0	機関紙発行他
(3) 会議費	100,000	100,000	0	総会開催費他
2 事務費	115,000	115,000	0	
(1) 消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品代
(2) 通信費	40,000	40,000	0	
(3) 印刷物費	40,000	40,000	0	
(4) 諸費	5,000	5,000	0	
3 予備費	78,335	8,315	70,020	
合 計	1,043,335	1,073,315	△29,980	

(参考) 2025 年度(R7 年度)～2026 年度(R8 年度)役員名簿

(順不同・敬称略)

会長 竹前 大

副会長 荻原 信吾 村松 和代 馬 双喜

理事 塩田 恵一 事務局長

木元 美由貴 会計担当

矢崎 雅子 企画担当

葉 維英 渉外担当

石井 憲子 広報・SNS 担当

蟹澤 アツ 全体調整

伊藤 芳子 会計補佐

理事（法人）

筒井 昌隆 (株)日新専務執行役員

陳 宜華 横浜華僑総会会長

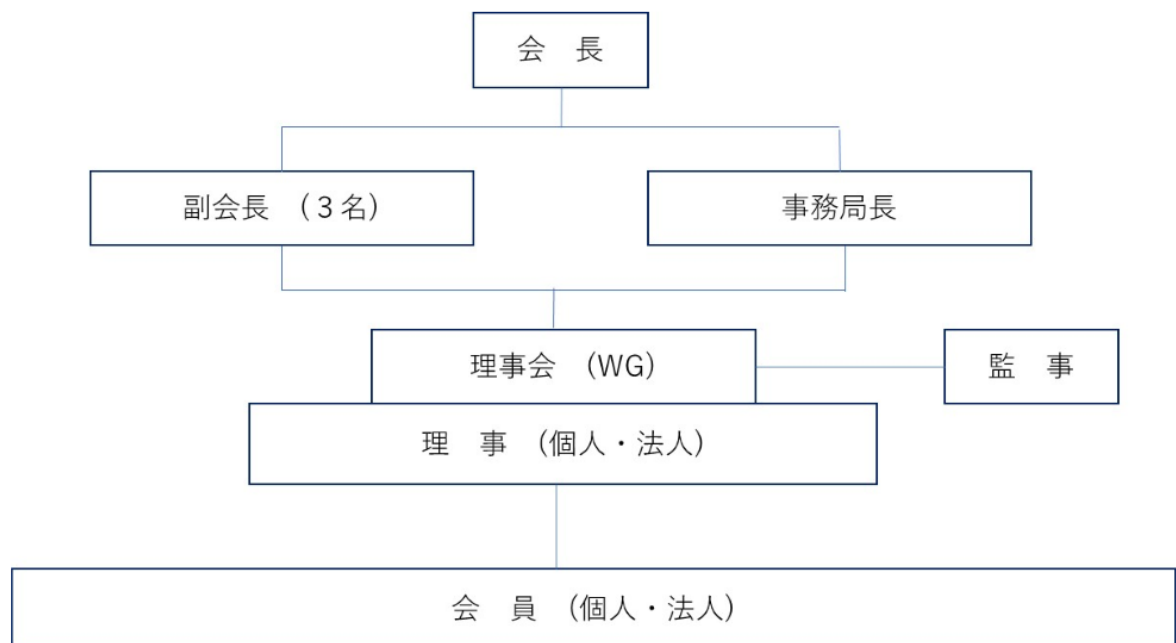
的場 信也 横浜市労働組合連盟執行委員長

梅谷 英昭 横浜交通労働組合執行委員長

柴田 康光 横浜市教職員組合執行委員長

監事 洪 棟

(参考) 横浜上海友好委員会組織図



所在地 〒231-0023 横浜市中区山下町 2 2 1 馬さんの店「上海園」方

組織名称 横浜上海友好委員会 TEL 045-264-6066

銀行口座 横浜銀行 関内支店 普通預金 1 1 4 0 6 7 9

横浜上海友好委員会 会長 竹前 大

体制 会員による運営

事務局長 塩田 恵一 (事務局担当理事)

(参考) 横浜上海友好委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は横浜上海友好委員会(以下「委員会」という。)と称す。

(目 的)

第2条 委員会は、両市の相互理解を深め、友好親善を増進することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、趣旨に賛同して加入した個人・法人及び団体の会員で構成される。

(事 業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市連携の趣旨の普及
- (2) 各種友好親善事業の計画及び実施
- (3) その他必要な事業又は行事の開催

2 前項の事業を円滑に推進するため、委員会にワーキンググループを置く。
ワーキンググループの内規は別途定める。

(役員及び会員)

第5条 委員会に会長1名、副会長4名、理事若干名、監事2名の役員を置く。

2 会員は、第3条に示す個人・法人及び団体の役員をもってこれにあてる。

(役員の任務及び任期)

第6条 役員は会員の互選とする。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。
- 4 理事は、会長・副会長を補佐し、会務をつかさどる。
- 5 監事は、委員会の出納を監査し、その結果を委員会に報告する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧 問)

第7条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 総会は年一回会長がこれを招集し、予算・決算など重要事項を議決する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 理事会は、会長・副会長・理事で構成し、会務の執行に必要な事項を協議決定する。

(事務局)

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会長が委嘱する。

(経 費)

第10条 委員会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は個人(年額)2,000 円、法人及び団体(年額)は 10,000 円とする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(その他必要事項)

第12条 前各条に定めるものの外、必要な事項はその都度委員会において決定する。

附 則

この規約は、昭和49年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月1日から施行する。